

# 加盟団体規則

## 第1節 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第10条第1項の規定に基づき、加盟団体に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 都道府県サッカー協会

各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、本協会の趣旨に賛同する団体

(2) 地域サッカー協会

全国を次の9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域組織(ただし、北海道に関しては、北海道サッカー協会を地域組織とみなす。)

地域 都道府県

北海道： 北海道

東北： 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

関東： 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

北信越： 長野、新潟、富山、石川、福井

東海： 静岡、愛知、三重、岐阜

関西： 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国： 鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国： 香川、徳島、愛媛、高知

九州： 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

## 第2節 都道府県サッカー協会

(権限)

第3条 都道府県サッカー協会は、各都道府県におけるサッカー界を統括し、各都道府県におけるサッカーの普及及び振興を図る。

(組織)

第4条 都道府県サッカー協会は、次の機関及び組織を保有しなければならない。

(1) 議決機関

(2) 執行機関

(3) 各種委員会(本協会の各種委員会に準じた組織及び機能を有すること。)

2 都道府県サッカー協会の名称には、「都」、「道」、「府」又は「県」を明示しなければならない。

3 都道府県サッカー協会は、支部を保有することができる。

4 都道府県サッカー協会は、原則として、地区/市区郡町村サッカー協会を当該都道府県サッカー協会の加盟団体とする。

5 支部及び地区/市区郡町村サッカー協会に関する規定等は、都道府県サッカー協会が別に定めるものとする。

(評議員の推薦)

第5条 <削除>

(都道府県サッカー協会代表者会議)

第6条 会長は、必要と認めるときは、都道府県サッカー協会代表者会議を招集することができる。

(届出義務)

第7条 都道府県サッカー協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 役員の名簿及び業務分担表

(4) 執行機関及び議決機関の議事録

2 都道府県サッカー協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本協会に届け出なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 財務諸表及び収支計算書
- (3) 執行機関及び議決機関の議事録

(登録料(分担金))

第8条 都道府県サッカー協会は、毎年5月末日までに、次項に定める方式により算出された登録料(分担金)を、本協会に納付しなければならない。

2 登録料(分担金)の金額は、次の各号の合計金額とする。

- |   |           |
|---|-----------|
| (1) 第1種加盟チーム数                                       | × 7, 000円 |
| (2) 第2種加盟チーム数                                       | × 2, 500円 |
| (3) 第3種加盟チーム数                                       | × 2, 500円 |
| (4) 第4種加盟チーム数                                       | × 2, 500円 |
| (5) 女子加盟チーム(年齢を制限しない選手により構成される、又は日本女子サッカーリーグに加盟する)数 | × 7, 000円 |
| (6) 女子加盟チーム(12歳以上18歳未満又は高等学校・中学校在学中の選手により構成される)数    | × 2, 500円 |
| (7) シニア加盟チーム数                                       | × 7, 000円 |
| (8) フットサル第1種加盟チーム数                                  | × 3, 000円 |
| (9) フットサル第2種加盟チーム数                                  | × 2, 000円 |
| (10) フットサル第3種加盟チーム数                                 | × 2, 000円 |
| (11) フットサル第4種加盟チーム数                                 | × 2, 000円 |

### 第3節 地域サッカー協会

(権限)

第9条 地域サッカー協会は、サッカーの指導及び普及に関する地域内の共通問題について審議するほか、競技会、講習会その他の事業を地域単位で実施することができる。

(経費の分担)

第10条 都道府県サッカー協会は、当該地域の地域サッカー協会が前条の事業を行うために要する経費を分担するものとする。

(届出義務)

第11条 地域サッカー協会は、事務所及び役員の名を本協会に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

### 第4節 各種の連盟及び関連団体

(各種の連盟)

第12条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として、次の各種の連盟を加盟団体として認める。

- (1) 一般社団法人日本フットボールリーグ
- (2) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- (3) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (4) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (5) 全国自治体職員サッカー連盟
- (6) 全国自衛隊サッカー連盟
- (7) 全国専門学校サッカー連盟
- (8) 一般社団法人全国高等専門学校サッカー連盟
- (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (12) 一般財団法人日本フットサル連盟

- (13) 一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟
- (14) 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟
- (15) 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ
- (16) 一般社団法人日本フットサルトップリーグ

2 前項各号の連盟に関する規程は、理事会の承認を得なければならない。

(関連団体)

第13条 本協会は、日本におけるサッカーの普及及び発展を図るため、以下の団体を本協会の加盟団体として認める。

- (1) 一般社団法人日本プロサッカー選手会
- (2) 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟
- (3) 特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会
- (4) 一般社団法人日本サッカー審判協会

(新たな各種の連盟及び関連団体の認定)

第14条 本協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、第12条に定める各種の連盟として新たに認定することができる。

- (1) 日本サッカー界における特定の категорияにおける唯一の統括団体であること
- (2) 独立性が担保されていること
- (3) 法人格を取得していること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (5) 所属するチーム及び選手が本協会に登録していること
- (6) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
- (7) 全国的規模の大会を定期的に主催すること
- (8) 当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務付けられていること
- (9) 当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当てを義務付けていること
- (10) 当該団体が実施する大会において施設基準規程を含めた大会実施要項が整備されていること
- (11) 当該団体に加盟するチームが9地域に存在すること(FIFAが、サッカー競技の一形態として一定の category を形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない。)

2 本協会は、必要に応じ、日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表し、以下の全ての要件を満たす団体を、第13条に定める関連団体として新たに認定することができる。

- (1) 唯一の統括団体であること
- (2) 独立性が担保されていること
- (3) 法人格を取得していること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (5) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
- (6) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する団体であること

3 理事会は、第12条に定める各種の連盟又は第13条に定める関連団体として新たに認定を希望する団体について、その適格性を厳格に審査する。

4 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて各種の連盟又は関連団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

## 第5節 Jリーグ

(Jリーグの設置)

第15条 日本のサッカーの水準の向上及びサッカーの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的として、Jリーグを日本における唯一の最上位リーグとして設置する。

2 前項の設置趣旨に基づき、本協会はJリーグを国内における最上位のリーグとして有効に機能しうよう優先的に取扱う。

3 Jリーグに所属を希望する加盟チームは、別に定めるクラブライセンス制度に則ったライセンスを取得しなければならない。

4 本協会は、クラブライセンス制度の決定及び運用をJリーグに委ねるものとする。

(Jリーグに関する特則)

第16条 Jリーグの組織及び運営に関する事項は、理事会において別に定める。

(Jクラブの株主)

第17条 Jクラブは、他のJクラブの株式を保有してはならない。

2 Jクラブは、何人を見ず、Jクラブの株式(公益法人にあっては正会員資格)に関し、直接たると間接たるとを見ず、同時に2クラブ以上の経営を支配できるだけの株式を保有させてはならない。

#### 第6節 協会納付金

(協会納付金)

第18条 本協会主催以外の有料競技会を開催する場合、その主催団体は、原則として当該試合の入場料収入の3パーセント相当額を、本協会に納付しなければならない。

2 本協会が主催、共同主催又は後援する有料競技会においても、原則として本条第1項の所定額を納付しなければならない。

3 Jリーグの有料競技会を開催する場合、日本代表選手の強化費及びサッカー競技の普及振興費として入場料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。

#### 第7節 本協会による監督

(指導助言)

第19条 本協会は、必要があると認める場合は、加盟団体に対し、組織運営等について必要な指導及び助言をすることができる。

(調査)

第20条 本協会は、加盟団体の適正な組織運営を確保するために必要があると認める場合は、加盟団体に対し、その組織運営及び事業活動の状況に関し説明を求め、又は加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営及び事業活動の状況を調査し、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写し、若しくは関係者に質問することができる。

(処分)

第21条 本協会は、加盟団体が以下のいずれかに該当した場合、当該加盟団体に対して次項に定める処分を行うことができる。

(1) 加盟団体の組織運営等に関して、本協会が定める各種規則等(倫理規範、倫理・コンプライアンス方針を含む。)に違反したとき

(2) 加盟団体の組織運営等に適正を欠いたとき

(3) 第19条及び第20条に定める指導、助言及び調査等に正当な理由なく協力しなかったとき

2 本協会が加盟団体に対して行うことができる処分は以下の通りとする。なお、処分は併科することができる。

(1) 勧告

是正及び改善並びに改善計画書等の提出を求める

(2) 補助金その他の経済的給付の支給停止又は減額

本協会から支給される補助金その他の経済的給付の全部又は一部を停止又は減額する

(3) 資格停止

一定期間、本協会の加盟団体としての各種権限等の全部又は一部を停止する

(処分手続き)

第22条 加盟団体が前条第1項各号のいずれかに該当したと判断しうる場合、本協会の専務理事は、当該事案に係る調査を担当する職員(以下「調査担当職員」という。)を指名する。

2 調査担当職員は、専務理事の指示に基づき、必要に応じて外部の専門家らと協働し、該当する加盟団体についての調査(当該加盟団体の役職員又は事案に関係する他の関係者への事情聴取その他の方法による証拠収集等を含むがこれに限らない。)を行うものとする。

3 加盟団体は、調査担当職員から事情聴取への協力又は書類の提出等を求められた場合、その要請に応じなければならない。

4 調査担当職員は、第2項に定める調査の過程において、加盟団体の代表者又はその指定する者に弁明の機会を設けるものとする。但し、当該機会を設けないことについて当該加盟団体の同意がある場合、又は当該加盟団体の代表者若しくはその指定する者が当該機会を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。

5 調査担当職員は、処分の対象となるべき事実の有無及び経緯、違法性及び責任の有無及び程度、結果の重大性並びに外部専門家の意見その他の諸般の事情を考慮して、処分案を作成する。

(処分の決定)

第23条 調査担当職員は、前条に基づく調査の結果及び処分案を専務理事に報告するものとし、専務理事は、報告内容を確認したうえで理事会へ上程する。

2 処分は、理事会決議により決定する。

3 第21条第2項第3号の処分に伴い、本協会と当該加盟団体が連携する事業の取り扱いは、理事会決議により決定する。なお、当該事業の中止に伴い本協会に損害が発生した場合は、当該加盟団体が損害を賠償しなければならない。

4 第2項および前項の定めにかかわらず、第21条第2項第3号の処分（前項に定める事業の取り扱いに関する理事会の決定を含む）は、その効力発生前に評議員会において承認を得なければならない。但し、本協会は、緊急を要する場合に限り、直近の評議員会の開催日までの間、理事会の決議によって当該処分を発効できるものとする。

5 本協会は、処分の決議を行った場合、速やかにその内容を書面又は電磁的記録により該当する加盟団体に通知する。

6 加盟団体は、処分を受けた場合でも、本協会の加盟団体としての義務は免除されず、処分を理由に加盟団体に登録する選手等に不利益を被らせてはならない。

(処分の解除等)

第24条 本協会は、処分後、当該加盟団体における是正・改善状況を見極めた上で、処分の解除等を理事会の決議により決定できる。但し、第21条第2項第3号の処分の解除等にかかる事項については、評議員会において承認を得なければならない。

(処分に対する和解あつせん)

第25条 処分を受けた加盟団体は、当該処分に関して、和解あつせんに関する規則に基づき本協会の裁定委員会に和解あつせんを申し立てることができる。

## 第8節 附則

(改正)

第26条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第27条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

[改正]

2019年9月12日

2021年1月21日

2021年4月8日

2022年1月20日

2023年1月19日

2023年12月14日（2024年4月1日施行）